

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 建築住宅課

法令名	建築基準法			法令番号	昭和25年法律第201号					
手続名	仮設建築物の建築許可			根拠条項	法第85条第6項					
審査基準	<p>○建設省通達に準ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「仮設建築物の取扱いについて」（昭和26年8月22日住指発103号） ・「第4項（現第6項）の仮設建築物について」（昭和26年10月11日住指発979号） ・「建築基準法第85条第4項（現第6項）の仮設建築物について」（昭和37年9月25日住指発86号） 									
	受付機関	土木事務所	処理機関	土木事務所	交付機関	土木事務所	標準処理期間	30 日	目次	
							標準経由期間	日	No.	